

けやき剣友会会則

- 第1条 (名称) 本会は「けやき剣友会」と称する。(1976年創立)
- 第2条 (目的) 本会は剣道を通じ、会員の健全な精神と体力を養うと共に、会員相互の親睦をはかるものとする。
- 第3条 (組織) 本会は次の者で組織する。
1. 剣道の指導を受ける者(以下、会員という)
2. 会員の保護者(以下、保護者会という)
3. 会員を指導する者(以下、指導者)
- 第4条 (役員) 本会に保護者会の中から、下記の役員を置く。
会長 :1名 先生との窓口
副会長 :1名もしくは2名 府中市、会員の窓口、補助金申請も担当する
総務 :1名もしくは都度選任 大会・イベント・HP編集等、特定業務を担当
会計 :1名 会計処理
会計監査 :1名(原則、前年度会計もしくは会長)
※原則として役員及び監査の任期は4月1日～翌年3月31日の1年とする。ただし、再選はこれを妨げない。
- 第5条 (道場) 本会は剣道稽古場を府中市立府中第一小学校内に置く。
- 第6条 (運営) 本会は保護者会により運営されるものとする。
- 第7条 (活動) 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 会員名簿の作成
2. 会員の勧誘チラシの作成、配布等
3. 年数回のイベント(納会、お楽しみ会等)
4. その他、本会の目的に必要な活動
- 第8条 (会員) 原則として府中市内に在住する小学生・中学生とし、未就学児・一般の入会希望者については、役員会の承認をもって認めるものとする。
- 第9条 (入会) 本会に入会申請の上、スポーツ保険費用及び会費を添えて申し込むことをもって入会とする。
- 第10条 (休会) 会員が一時的に活動を休止したい場合、休会しようとする前月末までに休会申請する。休会届は原則月単位とし、届出がない場合は休会とは認められない。休会届を提出し、稽古に来ないまたは来られない事情がある場合は、本会則第15条に規定する会費は徴収しないものとする。休会の期間は再申請することで変更できるものとする。
- 第11条 (退会) 会員が本会を退会する場合は退会申請する。また、会員が会費の納入を怠り3ヶ月以上滞納した場合退会とする。
- 第12条 (除名) 会員が次の各号に該当する場合、総会の決議により除名することができる。
1) 本会の目的に著しく反する行為があった場合
2) 本会の名誉を著しく損ねた場合
- 第13条 (指導者) 指導者は保護者会の総意により依頼されるものとする。

- 第14条 (総会) 年1回総会を原則4月～6月に開催する。また必要に応じて臨時総会を開催できる。総会は保護者(各家庭ごとに議決権1票、休会者は除く)及び指導者の過半数の出席で成立(委任状をもって出席を有効とする)、議決は過半数をもって決定する。
- 総会では次の事項を審議決定する。
- 1)活動報告及び収支決算(収支決算報告は4月に書面報告を認める)
 - 2)活動計画及び収支予算(活動計画4月に剣連から受領後、事後の報告を認める)
 - 3)会則の改正
 - 4)役員を選任及び解任
 - 5)その他本会の運営に関する事項
- 第15条 (会費) 本会会費は会員1名につき、月額1500円とする。ただし、小中学生の兄弟姉妹二人以上の会費は月額1250円とする。未就学児は1名につき、月額500円とする。ただし、小中学生の兄弟姉妹会員がいる場合は月額250円とする。
- 必要に応じて減免または臨時会費を徴収されることがある。退会した場合は、既納会費は原則として返却されないものとする。
- 中学生・保護者会員について会費は無料とする。
- 第17条 (会計) 本会の運営費は会員の会費及びその他の収入で賄うものとする。
- *会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第18条 (剣連登録) 会員が府中市剣道連盟の級および段を取得する場合、取得に関わる費用は会員にて負担する。また、府中市剣道連盟および西東京剣道連盟の登録にかかる費用は会が負担する。
- 第19条 (その他) 1. 会員、指導者、保護者の会員、会員兄弟姉妹の未就学児童で継続的に参加する場合はスポーツ保険に加入するものとする。
2. 会員は道場において発生した事故等について、指導者、役員、他の会員並びに保護者に対する責任を問わないものとする。遠征先、その移動途上における事故等についても同様とする。
3. 会則中に該当しない項目で問題が発生した場合には、臨時役員会または臨時総会を開催し決定する。
- 附 則 この会則は平成27年5月21日から施行する。
改定: 令和5年6月11日改定